

南海トラフ地震における現地活動拠点としての施設使用に関する協定書

須崎市（以下「甲」という。）と高知県 健康政策部 須崎福祉保健所（以下「乙」という。）とは、南海トラフ地震発生時における現地活動拠点施設としての施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、南海トラフ地震が発生し、乙の施設が使用できない場合における現地活動拠点として、甲の所有する施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、乙の須崎市における現地活動拠点とする。

（現地活動拠点施設の使用）

第3条 甲は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を南海トラフ地震発生時における応急・復旧活動等の現地活動拠点施設として乙に使用させるものとする。

施設名称	須崎市総合保健福祉センター
所在地	須崎市山手町1番7号
使用範囲	1階会議室3

（施設変更の報告）

第4条 甲は何らかの事情により、使用範囲に変更が生じる場合、または施設の使用が不可能となる場合は、乙に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 乙は第2条の規定に基づき、現地活動拠点として使用しようとする時は、事前に甲に対しその旨を文書または口頭で通知するものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とする。

（使用器具等）

第7条 第3条の規定による現地活動拠点施設における使用器具等については、甲・乙協議のうえ決定する。

(活動内容)

第8条 乙の使用施設における活動は、南海トラフ地震発生時における乙が行う応急・復旧活動及び甲の活動支援とする。

(使用期間)

第9条 現地活動拠点施設としての使用期間は、乙の施設が使用可能となるまでとする。

(現地活動拠点施設の終了)

第10条 乙は、使用施設の使用を終了しようとする時は、文書又は口頭にて甲に通知するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲・乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、協定期間満了日の1ヶ月前までに文書にて相手方に申し出るものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 3月 25日

甲 高知県須崎市山手町1番7号
須崎市
須崎市長

乙 高知県須崎市東古市町6-26
須崎第二総合庁舎
高知県 健康政策部 須崎福祉保健所
所 長